

横浜市野毛地区センター利用要綱

制 定 平成23年4月1日

最近改正 令和7年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市地区センター条例（以下「条例」という。）、同施行規則「以下「規則」という。）その他の関係法令に基づき市民の利用に供する横浜市野毛地区センター（以下「センター」という。）の利用ルールについて必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 センターは、地域住民のだれでもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示会など、住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) その他の地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (5) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの自主事業

(開館時間)

第3条 開館時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 年末年始：12月28日から1月4日まで。
- (2) 施設点検日：毎月第2月曜日、但しその日が祝祭日と重なったときはその翌日とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(利用時間帯)

第5条 センターを利用する者の利用時間帯（コマ）は、次に掲げるとおりとする。

[平日]

一利用時間帯	時 間
午 前	午前9時 ～ 正午
午 後 ①	正午 ～ 午後3時
午 後 ②	午後3時 ～ 午後6時
夜 間	午後6時 ～ 午後9時

[日・祝日]

一利用時間帯	時 間
午 前	午前9時 ～ 正午
午 後 ①	正午 ～ 午後3時
午 後 ②	午後3時 ～ 午後5時

2 料理室の利用時間帯については、前項の規定に関わらず、次に掲げるとおりとする。

[平日]

一利用時間帯	時 間
A	午前9時 ～ 午前11時
B	午前11時 ～ 午後1時
C	午後1時 ～ 午後3時
D	午後3時 ～ 午前5時
E	午後5時 ～ 午後7時
F	午後7時 ～ 午後9時

[日・祝日]

一利用時間帯	時 間
A	午前9時 ～ 午前11時
B	午前11時 ～ 午後1時
C	午後1時 ～ 午後3時
D	午後3時 ～ 午後5時

3 集会室の利用については、個人利用と団体（貸切利用）を区別し、次の表に掲げるとおり区分する。

個人利用については無料とする。

曜日 時間帯	月	火	水	木	金	土	日
午 前	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
午後①	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
午後②	団体	団体	個人	団体	団体	団体	団体
夜 間	団体	団体	団体	団体	団体	団体	

(貸切利用の申し込み及び決定)

第6条 センターの貸切利用を希望する者は、最初に利用団体登録を行うこととする。

利用団体登録がない場合には、貸切利用ができない。利用団体登録は、来館し、「利用団体登録申請書(第1号様式)」を提出した後、承認を受けることとする。登録された場合には「団体登録番号」が付番され、この番号は貸切利用申込みの際に使用することとする。なお、第9条に該当する団体は登録できない。登録された団体でも、後日第9条に該当することが判明した場合には、登録を抹消する場合がある。

2 2カ月先(翌々月)の貸切利用の予約は、当該1カ月分をまとめて抽選で決定する。抽選申込みは、予約システム(PC、スマートフォン)・電話・来館にて、毎月1日から15日まで受付けする。毎月16日に抽選を行い、予約を決定する。予約の決定については、申込者へメール等で通知する。

3 1カ月先(翌月)の部屋の予約は、利用前月の1日午前10時から予約受付を開始する。1カ月先及び当月分の予約については、予約システム・電話・来館にて随時優先順に受け付け決定する。なお、当日の予約は、利用当日午前9時から電話・来館にて受付ける。予約の決定については、申込者へメール等で通知する。

4 予約が決定しセンターを利用する者は、横浜市野毛地区センター利用申込書(第2号様式)に必要事項を記入して申し込みを行い、承諾を受けることとする。

5 指定管理者は、利用を承諾する場合には、横浜市野毛地区センター利用承諾書(第3号様式)を交付する。

(利用の申し込み制限)

第7条 架空の氏名又は団体名によって重複して申し込みを行い又は利用した場合、連絡なく当日キャンセルをした場合、キャンセルを繰り返す場合、及び営利の目的で利用した場合には、以後その者の申し込みを制限する場合がある。

(利用条件)

第8条 センターを利用するものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用時間を守ること
- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること
- (3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること
- (4) センターの設備又は貸与を受けた用具を、故意又は重大な過失により破損もしくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること

(利用の制限、不許可、許可取消等)

第9条 センターは、次のいずれかに該当する場合には、利用できない。

なお、利用の制限とは、主として、団体個人問わず施設を利用する際に制限することを指す。

利用の不許可、許可取消とは、主として、施設の利用許可申請に対する制限を指す。

利用の制限、不許可、許可取消に疑義がある場合は、区と指定管理者が協議するものとする。

- (1) 営利を目的とする利用の場合
 - (2) センターの設置目的に反する利用の場合
 - (3) センターの秩序や公益を害するおそれのある利用の場合
 - (4) センターの管理上支障がある利用の場合
 - (5) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき
 - (6) その他指定管理者が必要と認めたとき
- 2 指定管理者は利用につきセンターの管理上必要な条件をつけることができる。
- 3 指定管理者は、施設の利用が第1項各号のいずれかに該当する場合は利用を認めないものとする。
- 4 指定管理者は、利用の承諾を受けたものが次のいずれかに該当する場合は、利用の取り消し、又は利用を制限し、もしくは停止させることができる。
- (1) 第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき
 - (2) 条例もしくは条例に基づく規則、規定又はこれらに基づく指定管理者が定める利用要綱等に違反したとき

(利用料金)

第10条 センターを貸切利用する場合は、次の表に掲げる料金を支払う。

(消費税10%を含む)

	1コマ 時間数	利用料金(円)		
		午前・午後①・ 夜間	同左当日申込	午後②
会議室	3時間	660	330	520
工芸室	3時間	720	360	570
料理室(調理)	2時間	540	270	540
〃 調理以外		440	220	440
和室	3時間	1,140	570	910
〃 (分割利用)		570	280	450
集会室	3時間	2,220	1,110	1,770

	1コマ 時間数	利用料金(円)		
		午後② 当日申込	日・祝日の午後 ②	同左当日申込
会議室	3時間	260	340	170
工芸室	3時間	280	380	190
料理室	2時間	270	540	270
〃 調理以外		220	440	220

和 室	3 時間	4 5 0	6 0 0	3 0 0
〃（分割利用）		2 2 0	3 0 0	1 5 0
集会室	3 時間	8 8 0	1, 1 8 0	5 9 0

（利用料金の支払日）

- 第 1 1 条 抽選により決定した 2 カ月先（翌々月分）の予約の利用料金は、予約月の 1 7 日から 2 7 日（1 2 月及び 2 月 は 2 6 日）までの期間に支払うものとする。この期間に支払いのなかったものは、予約が取消しになる。
- 2 1 カ月先（翌月分）及び当月分の予約の利用料金は、利用日当日の入室前までに支払うものとする。
- 3 利用日まで 1 週間以内の申し込みは、利用日当日に支払うこととする。感染症対策など特別な理由で、指定管理者が特に必要と認めた場合は、すべての支払いについて当日支払いも可とする。
- 4 利用日まで 1 週間をきる申し込みをキャンセルした場合には、利用料金を徴収する。その場合には、利用予定の日から 1 週間以内に支払うこととする。
- 5 料金を期日までに支払わない場合には、予約の取消し、または次回の利用を制限する。
- 6 前項について、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用料金の返還）

- 第 1 2 条 利用料金を前納し、利用日の 1 週間前（同じ曜日）までに利用取り消しの申し出があった場合、利用料金は全額返還する。ただし、その期日を過ぎてから利用取り消しの申し出があった場合、利用料金は全額返還しない。利用日まで 1 週間をきる申込みに係る取り消しは、全額返還しない。
- 2 利用者の責めに帰することができない事由により、利用申込みした部屋の利用ができなくなった場合は、前項の規定に関わらず、既納の利用料金の全額を返還する。

（利用料金の減免）

- 第 1 3 条 指定管理者は、次に掲げる場合には、利用料金のうち各号に定める額を免除することができる。この場合、1 0 円未満の端数については切り捨てることとする。
- （1）横浜市（区）が主催し、又は共催する行事を行うために利用する場合 利用料金の全額
- （2）指定管理者がセンターの自主事業を行うために利用する場合 利用料金の全額
- （3）横浜市から委託・依頼・要請を受けた事業を推進する目的で利用する場合 利用料金の全額
- （4）区の自主事業を受け継いだ公益的事業を行う場合 利用料金の全額
- （5）高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成を目的に活動する団体がその目的に沿った事業を実施するために利用する場合 利用料金の 5 割相当額
- （6）その他指定管理者が公益上特に必要と認めた場合 利用料金の 5 割相当額又は利

用料金の全額

- 2 利用料金の減免を申請する者は、野毛地区センター利用料金減免申込書（第3号様式）及び当該利用が減免対象となる事由を記載した書類をセンターへ提出する。
- 3 センターは前項の申込書を審査し、区と協議（第1項（1）及び（2）の場合は不要）の上、利用料金減免可否通知書（第4号様式）を交付する。

（優先申込）

第14条 次に掲げる利用については、受付開始日以前であっても優先的に申し込みができることとする。

- （1）地区センター各館の自主的事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合（自主事業終了後6ヶ月以内）
- （2）前条の規定により、減免の対象となる利用である場合
- （3）その他指定管理者が必要と認めた場合

- 2 優先申込を申請する者は、原則として、優先利用申込書（第5号様式）をセンターへ提出する。なお、第1項第2号の規定により減免の対象となる利用である場合には、前条第3項により交付された利用料金減免可否通知書（第4号様式）を併せて提出する。

- 3 センターは前項の申込書を審査し、優先利用を受け付ける。

（Wi-Fiの利用）

第15条 利用者の利便性を向上するため、会議室及び集会室にWi-Fiを設置する。

- 2 利用にあたっては、別途定める利用規約に従い提供し利用するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は指定管理者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月4日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。